

福島市環境審議会条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 14 号

福島市環境審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市環境審議会条例（平成8年条例第16号）第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(審議会)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 委員は、会長が必要と認めたときは、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法をいう。以下同じ。）によって会議に出席することができる。

5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第3条 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「専門部会長」と、「委員」とあるのは「専門部会委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第4条 審議会及び部会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。